

「経営者保証に関するガイドライン」の取組方針

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、本ガイドラインを遵守・尊重いたします。

事業性融資においては、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲などについて、お客さまにご理解いただけますよう丁寧な説明に努めてまいります。

1. お客さまと保証契約を締結する際、以下の点について確認を行い、その上で保証金額などを含め総合的に検討します。

- ①法人と経営者の関係が明確に区分・分離されていること
- ②財務基盤の強化が図られていること
- ③財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示などによる経営の透明性が確保されていること

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」などにつきましてご説明させていただきます。

2. 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額を請求するのではなく、お客さまの資産状況などを勘案したうえで履行の範囲を決定いたします。
3. お客さまから保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記1. ①～③を検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額の見直しなどについて真摯に対応いたします。

以上

経営者保証相談窓口

鹿児島興業信用組合 融資部

受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休日は除く）

受付時間：9時～15時

電話：099-224-3175

【ご参考】

1. 「経営者保証に関するガイドライン」とは

「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」)とは、経営者保証において合理性が認められる保証契約の在り方を示すとともに、主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うためルールとして、2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会が公表したものです。

2. 「経営者保証に関するガイドライン」の概要

(1) 経営者保証は、一般に法人と経営者個人の資産・経理などを明確に分離することが困難であることや、企業の信用力の補完、情報不足に伴う債権保全の必要性などの観点から中小企業の皆様の資金調達の円滑化に寄与するなどの役割があります。

一方、ガイドラインでは、債務者において以下のような点が将来に亘って充足すると見込まれる場合には、金融機関は、債務者の経営状況、資金使途、回収可能性などを総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や、経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について、債務者の意向も踏まえたうえで検討するとしています。

- イ) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること。
- ロ) 法人と経営者との間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えないこと。
- ハ) 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得ること。
- ニ) 法人から適時適切に財務情報などが提供されていること。
- ホ) 経営者から十分な物的担保の提供があること。

(2) 将来、経営改善が図られたことにより、保証を頂く必要性が解消または減少された場合には保証契約の解除・変更の可能性があります。

お客さまより申出を頂いた場合などには、金融機関は改めてガイドラインに基づき保証契約の必要性を判断することとされています。

(3) 保証履行時の履行請求額は、原則として、一律に保証金額全額に対して請求を行わず、保証履行時のお客さまの資産状況を勘案したうえで、履行請求の範囲を決定します。また、お客さまが、ガイドラインに即した保証債務の整理を申し立てられた場合は、金融機関はガイドラインに基づき、誠実に対応することとされています。

【ガイドライン及びQ&Aの詳細は下記HPをご覧ください】

(日本商工会議所(HP)) <https://www.jcci.or.jp/sme/assurance.html>

(金融庁HP) https://www.fsa.go.jp/policy/hoshou_jirei/index.html